

公益認定等委員会 だより

第6号(その13)

平成24年

5月1日発行



富士山にアタック((公財)がんの子どもを守る会)

事業を変更する際には、変更認定申請か変更届出が必要となります。本号では、その違いについて、ご紹介させていただいております。内閣府では、移行申請と同様に変更認定申請についても「柔軟かつ迅速」に審査いたしますので、新たなチャレンジをお待ちしております。

<目次>

- P2 公益法人活動紹介
 - ・⑨公益財団法人がんの子どもを守る会
- P4 よくある質問への回答
- P5 一般法人に移行された皆様へ
- P6 申請サポートに関する情報

内閣府への申請状況 (平成24年4月30日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	1,691	147	1,447	97
移行認可	1,237	119	1,072	46
新規認定	141	32	90	19

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

～公益財団法人がんの子どもを守る会～ (内閣府認定)

小児がんについて

子どもにもがんがあります。しかしながら15歳以下におこる「小児がん」と闘っている子どもたちは約15,400人※いると言われており、「小児がん」は「がん」全体の1%にもあたらないぐらいまれなものです。

おとなの「がん」と「小児がん」の違いはいろいろありますが、なかでも大きな特徴は、「小児がん」は白血病、脳腫瘍、悪性リンパ腫、神経芽腫、ウィルムス腫瘍など広い意味で「肉腫」に属する疾患が多いことです。上皮から発生する「がん」(胃がんや肺がんなど)が、おとなの悪性腫瘍の9割以上を占めるのに、子どもでは1割にも満たないのです。上皮由来のおとなの「がん」が比較的表面の見えやすいところからおこるのにくらべて「小児がん」は大方が深いところからはじまってきます。それだけに早期発見がむずかしいともいえます。

おとなに比べて子どもの「がん」の発生の度合いは少ないとはいいいながら、「小児がん」は子どもたちにとって大きな脅威です。5歳以上の子どもの死亡原因を見ると、「がん」が、不慮の事故に次いで第2位の座を占めています。しかし幸いなことに、「小児がん」にはもうひとつの大きな特徴があります。それは化学療法、放射線療法に極めて高い感受性を持っているということです。

過去20年の間に「小児がん」の治療は、目覚ましい進歩をみせました。外科的治療、放射線療法、それに化学療法を加えた集学的治療によって、「小児がん」と診断された子どもたちの7～8割は病気にうちかって生存できるような時代になりました。しかしそれだからこそ、「小児がん」の子どもたちは治療を終えた後の長い人生において、様々な困難を抱えざるを得ない新たな課題もあります。

※小児慢性特定疾患治療研究事業における「悪性新生物」の受給者数(平成22年度)

がんの子どもを守る会の活動

がんの子どもを守る会は小児がんが治る病気になってほしい、また小児がんの子どもを持つ親を支援しようという趣旨のもと1968年に設立されました。子どもの難病である小児がんに関する知識の普及、

相談、調査・研究、支援、宿泊施設の運営等、事業を行い、社会福祉及び国民保健の向上に寄与することを目的として様々な活動を行っています。



発行している資料

【小児がんを治る病気にするために】

治療研究助成事業: 専門医師・研究者へ研究費の助成を行っています。また、NPO法人日本小児血液・がん学会の委託により事務局を担っています。

【安心して治療に臨めるように】

個別相談: 東京の本部、大阪の事務所に配置された7名のソーシャルワーカーが小児がんに関するあらゆる相談をお受けしています。また、嘱託医による医療相談のほか、専門医による脳腫瘍・内分泌・こころの個別相談の機会も設けています。

療養助成: 保護者の付添いによる二重生活やきょうだい児の保育など、医療費以外の療養費に対して、患児が等しく必要とする医療が受けられることを願い、設立当初より経済的援助を行っています。

情報提供: 患児家族の療養生活をサポートするため、小児がんに関する知識や手引きをまとめた冊子や疾患別に治療法などを掲載したリーフレット、各種ガイドラインなどを発行しています。



講演会の様子

【仲間との出会い、身近に支えあえる場を】

お子様を亡くした家族のための交流会の開催: 小児がんの治癒率が向上している一方で、今年年間約550人のお子さんが小児がんによって亡くなられています。交流やわちあいを目的として、交流会を開催しています。

疾患別の会の開催: 同じ疾患の方同士の交流や情報交換を目的に、疾患別の会を開催しています。

親の会・小児がん経験者への支援: 全国にある親の会や小児がん経験者の会の設立・運営に関する相談に応じています。また、活動のための支援金助成や情報交換、交流を目的に年に1度連絡会を開催しています。

患児・きょうだいの支援: 小児がん経験者のキャンプやきょうだいのキャンプを開催しています。特に小児がんのこどものきょうだいを対象にした支援は少ないのが現状です。当会ではキャンプの他、きょうだいの交流会などを開催し、出会いや交流の場を作っています。

【小児がんの正しい理解を】

広報活動: 小児がんの存在は多くの方に知られるようになってきてはいますが、正しい理解の不足や偏見のために、生活のしづらさを感じている患児家族もまだ多いのが現状です。一般の方への一層の理解を求めて資料の作成やイベントに参加し、現状を伝えるなど、広報活動を行っています。

その他の会の詳細については以下のホームページをご参照ください。

公益財団法人がんの子どもを守る会

E-mail : nozomi@ccaj-found.or.jp

URL : <http://www.ccaj-found.or.jp/>

本部

住所 : 〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-3-12

電話 : 03-5825-6311 (代表) 03-5825-6312 (相談)

FAX : 03-5825-6316

大阪事務所

住所 : 〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺町2-311

電話 : 06-6263-1333 (代表) 06-6263-2666 (相談)

FAX : 06-6263-2229

活動を紹介したい公益法人を募集しています！

内閣府では、リニューアルした「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人を公募しています。下記応募手続き等を確認の上、是非ご応募ください！！

(応募手続き)

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上ご応募ください。

(留意事項)

- ・特例民法法人、一般法人は対象ではありません。
- ・掲載記事については、原則対象法人に作成いただき、公益認定等委員会事務局と調整の上、確定することとなります。なお、作成いただく記事の分量は1ページ程度となります。
- ・ご紹介する法人は毎月2法人程度を予定しており、ご希望に沿えないことがあります。
- ・大臣、公益認定等委員会の委員や事務局職員が法人活動の現場訪問をさせていただく可能性があります。

(本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

TEL : 03-5403-9528、9533、9524 e-mail : koueki-info@cao.go.jp

よくある質問への回答

公益認定等委員会には、新公益法人制度について様々な問い合わせが寄せられています。今回は、公益法人が事業内容等を変更する場合に必要な手続（変更認定申請・変更届出）について説明します。

【質問1】事業等の変更を行う場合、どのような手続が必要ですか。

【回答】

次の3つのケースがあります。

☆変更認定が必要な場合

- (1) 公益目的事業を行う都道府県の区域の変更
- (2) 主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更
- (3) 公益目的事業の種類の変更

※公益目的事業の種類とは、公益法人認定法別表において該当する号のことをいいます。

- (4) 公益目的事業又は収益事業等の内容の変更

☆変更届出が必要な場合

- (1) 法人の名称又は代表者の氏名の変更
- (2) 公益目的事業を行う都道府県の区域の変更
- (3) 主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更
- (4) 公益目的事業又は収益事業等の内容の変更
- (5) 定款の変更
- (6) 理事、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
- (7) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
- (8) 事業を行うに当たり必要な許認可等の変更

☆変更認定申請も変更届出も必要無い場合

○毎年度変動することが一般的に想定され得るような事項の変更(事業の日程 や財務数値など)など。

★ただし、変更の認定を受けるべきか、変更の届出を行うべきかなどにつき判断に迷う場合は、事前に行政庁に御相談下さい。

【質問2】公益目的事業又は収益事業等の内容の変更について、変更認定の申請が不要の場合はどのような場合ですか？

【回答】公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらないと認められる場合です。

【質問3】公益目的事業を行う都道府県の区域の変更でどのような場合に変更認定の申請が必要ですか。

【回答】

☆変更認定が必要となる主な場合

- ① 所管行政庁が都道府県知事である公益法人が、定款を変更して、2以上の都道府県の区域で公益目的事業を行う旨、定める場合
- ② 所管行政庁が内閣総理大臣である公益法人が、定款を変更して、1の都道府県の区域で公益目的事業を行う旨、定める場合

☆変更届出で済む場合

- ③ 所管行政庁が内閣総理大臣である公益法人が、定款は変更するが、変更後における公益目的事業の活動区域又は事務所の所在場所が2以上の都道府県の区域内となる場合

※公益目的事業の内容も変わる場合

- ①②の場合⇒「公益目的事業を行う都道府県の区域」と「公益目的事業の内容」を同時に変更する旨の変更認定申請が必要。
- ③の場合 ⇒「公益目的事業の内容」を変更する旨の変更認定申請を行い、当該変更認定を受けた後、「公益目的事業を行う都道府県の区域」の変更に係る変更届を提出する必要。

【質問4】事務所の所在場所の変更を行うときに、どのような場合が変更届出で済みますか。

【回答】

以下の2つの場合は変更届出になります。

- ① 現在の行政庁が内閣総理大臣である公益法人で、当該変更後の事務所の所在場所又は定款で定める公益目的事業の活動区域が2以上の都道府県の区域内となる変更
- ② 現在の行政庁が都道府県知事である公益法人で、事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）であっても、同一の都道府県の区域内での変更

詳細については、『変更認定申請・変更届出の手引き』をご参照ください。

一般法人に移行された皆様へ

① 公益目的支出計画実施報告書等の提出等について

移行法人は、行政庁に公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けるまでの間、公益目的支出計画に定めたところにしたがって、公益目的のための支出を適正に行う必要があります。また、公益目的支出計画の実施状況を明らかにする書類（公益目的支出計画実施報告書）等の書類の作成・備え置き・提出が義務付けられています。

1. 作成

移行法人は、計算書類等（各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書）のほか、各事業年度ごとに公益目的支出計画実施報告書をそれぞれ作成し、監査を受け、理事会の承認を得た後、社員又は評議員に提供する必要があります。

2. 公告・備え置き

(1) 貸借対照表の公告

定時社員総会又は定時評議員会の終結後、遅滞なく行うこととされています。

(2) 計算書類等の備え置き

定時社員総会又は定時評議員会の日の2週間前の日から、主たる事務所には5年間、従たる事務所にはその写しを3年間、それぞれ備え置くこととされています。

(3) 公益目的支出計画実施報告書の備え置き

定時社員総会又は定時評議員会の日の2週間前の日から主たる事務所に5年間備え置くこととされています。

3. 行政庁への提出

公益目的支出計画実施報告書及び計算書類等を、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならないとされています。

* 詳細については、『定期提出書類の手引き 移行法人編』をご参照ください。

申請サポートに関する情報

内閣府では、以下のような各種の法人サポートを用意しています。

申請を検討されている法人におかれましては、これらもご活用いただき、早期の申請をお願いいたします。（いずれも無料でご利用いただけます。）

詳しい内容や予約方法等については、「公益法人information」をご覧ください。

なお、法人サポートの活用に当たっては、「公益認定等委員会だより（その7）」において詳しくご紹介しておりますので、そちらをご参照ください。

① 基礎的研修会の開催（要事前申込）

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説する基礎的研修会を開催しています。（1回1時間半程度）

申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231 （メール）hiromi.obata@cao.go.jp

② 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。（謝金は不要です。）

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231

③ 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月月末から上旬にかけて、「公益法人information」で募集を行っています。なお、6月の窓口相談については、5月10日（木）まで募集しておりますので、相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください。（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）

（相談内容） ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

④ 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル）03-5403-9669

（時間）平日10時～16時45分

⑤ 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。

今年度は、5月15日（火）、5月30日（水）、6月13日（水）、6月25日（月）に、いずれも東京で開催します。また、地方での開催のさらなる充実を予定しています。

申込み方法等については、決まり次第、随時「公益法人information」でお知らせしますのでご覧ください。（応募多数の場合はご参加いただけない場合があります。）